

早期契約割引

(特約料金表)

平成30年2月1日実施

1 適 用

この早期契約割引料金表（以下「この料金表」といいます。）は、大阪瓦斯株式会社（以下「当該一般ガス導管事業者」といいます。）が定める託送供給約款（平成28年12月26日認可。なお、当該一般ガス導管事業者が託送供給約款を変更した場合には、変更後の託送供給約款によります。）およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の供給区域に適用いたします。

2 特約種別

この料金表の特約種別は、早期契約割引といたします。

3 適用条件

- (1) 当社が別に定める主契約料金表（以下「主契約料金表」といいます。）によるガスの供給を、平成30年2月1日から平成30年4月30日までに申し込まれたお客さまに適用いたします。
- (2) (1)の適用を受けているお客さまで、平成30年5月1日以降も引き続き、同一需要場所においてガスの供給を受ける場合は、平成31年4月分として算定される料金の算定期間の終期までの期間に限り、この料金表を適用いたします。

4 料 金

各月の料金は、主契約料金表によって料金として算定された金額から、(1)によって算定された早期契約割引額を差し引いたものといたします。

- (1) 早期契約割引額

$$\text{早期契約割引額} = (2)\text{の割引対象額} \times 1\text{パーセント}$$

- (2) 割引対象額

割引対象額は、その1月の主契約料金表に定める基本料金および従量料

金（原料費調整額は含まないものといたします。）の合計といたします。

5 そ の 他

この料金表に定めのない事項については、お客さまがこの料金表とあわせて適用を受ける主契約料金表に定めるところによるものといたします。

附 則

実施期日

この料金表は、平成30年2月1日から実施いたします。